

研究活動における特定不正行為の認定について（概要）

日本貿易振興機構（ジェトロ）
アジア経済研究所

1. 経緯

日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所（以下、「当研究所」という。）に所属する研究員が執筆した論文に対し、2024年2月15日、外部の研究者より「剽窃とみなされてもおかしくない部分が複数みられる」との指摘が当研究所宛てに寄せられた。

当該指摘をした外部の研究者から告発の意思は示されなかったが、当研究所では、研究不正が研究機関としての根源的な倫理に係る問題であること等に鑑み、指摘内容の事実関係を確認の上、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」（独立行政法人日本貿易振興機構規程第60号）（以下、「規程」という。）に基づき、研究企画部担当理事が職権で告発することとした。

その後、規程に基づく予備調査を経て本調査を行うことを決定し、外部委員が半数を占める調査委員会を設置して本調査を行った。

2024年7月22日～10月8日までに計4回実施した本調査の結果、特定不正行為（盗用）を認定したため、規程第19条第1項第一号の規定に基づき調査結果を公表する。

2. 調査

（1）調査体制

調査委員会（内部委員3名、外部委員3名）を設置して本調査を実施した。

委員長	河田 美緒	日本貿易振興機構アジア経済研究所	理事
委員	原 宏	日本貿易振興機構アジア経済研究所	研究企画部長
委員	濱田 美紀	日本貿易振興機構アジア経済研究所	開発研究センター長
委員	澤田 将史	高樹町法律事務所	弁護士（外部委員）
委員	中村 征樹	大阪大学全学教育推進機構	教授（外部委員）
委員	原 塑	東北大学大学院文学研究科	准教授（外部委員）

（2）調査期間

2024年7月22日（月）～2024年10月8日（火）

（3）調査対象者

新谷春乃（地域研究センター 東南アジアⅡ研究グループ研究員）

（4）調査対象論文

調査対象論文①

調査対象論文②

（5）調査対象経費

科学研究費助成事業 基盤研究B

※調査対象者は 2022 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の期間、研究分担者として参加

(6) 調査委員会の開催日程と調査方法・手順

7月22日	第1回調査委員会 ・ 告発内容・予備調査結果の確認、研究不正の疑義がある箇所についての書面調査（先行研究と調査対象論文との比較分析）
7月29日	第2回調査委員会 ・ 調査対象者及び歴史を扱う研究者からの聞き取り調査
8月22日	第3回調査委員会 ・ 調査内容を踏まえ、研究不正の存否等を審議・認定
10月8日	第4回調査委員会 ・ 報告書案の審議・とりまとめ

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

特定不正行為（盗用）

(2) 認定した論文等

調査対象論文①

(3) 不正行為に関与した者として認定した研究者

新谷春乃（地域研究センター 東南アジアⅡ研究グループ研究員）

(4) 不正行為が行われた経費・研究課題

科学研究費助成事業 基盤研究B

※調査対象者は 2022 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の期間、研究分担者として参加

(5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

＜調査対象論文①について＞

当研究所の「研究活動における不正行為への対応に関する規程」（独立行政法人日本貿易振興機構規程第60号）第2条第3項第三号において、盗用の定義は「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文、著作物又は用語を当該研究者の了解又は適切な引用等の表示なく流用すること。」とされている。

調査対象論文①と引用元の先行研究を比較分析した結果、調査対象論文①が先行研究の内容を数多く流用していることは明らかである。

一方で、「適切な引用等の表示」の有無に関しては、論文中の疑義が呈されている箇所の引用形式が間接引用であることから、間接引用の形式の適切性を調査した。その結果、当該研究分野において間接引用の形式をとる場合には元の論文を適切にパラフレーズ（言い換え）する必要があるが、調査対象論文①では必ずしもそれが行われていないことが確認されたため、調査委員会は「適切な引用等の表示なく流用すること」に該当すると評価し、特定不正行為の一つである盗用と認定した。

不正行為の故意性の認定については、調査委員会による聞き取り調査において、調査対象者は過去に何度か指摘を受けて間接引用におけるパラフレーズの必要性は認識していたものの、執筆時に先行研究から転記したメモをそのまま使ってしまい、その後も時間が足りずチェックが不徹底になってしまったとの説明があった。調査対象論文に引用元は明記されていることから、調査対象者に他人の研究成果を奪う意図は見受けられず、不正行為に故意性があったとまでは認められない。その一方で、不適切な間接引用の数は多く、修正する機会があったにも拘わらず、それを行わなかったという点で、調査対象者が基本的な注意義務を「著しく怠った」と判断した。

不正行為の悪質性については、本件が故意による不正行為ではなく、研究者としてわきまをべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる不正行為と認められるものであり、このほか調査対象論文の価値に対して不正行為がもたらした効果や、不正行為が認定された論文の本数は1本であることを勘案し、「競争的研究費の応募制限措置の考え方」（2021年8月 文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室）に当て嵌めて、悪質性の程度は低いと判断した。

不正行為による当該分野の研究の進展への影響については、調査対象論文①は歴史的事実を中心に書かれたもので、不正行為が行われた箇所は論文の価値に直接関わる部分ではない。また、事実を捏造したものではなく、間接引用のパラフレーズが適切に行われなかったことによる研究の進展への影響は低いと判断した。

社会的な影響については、「競争的研究費の応募制限措置の考え方」にある「流通範囲が中程度以下の学術誌等に掲載された場合」に相当すると判断した。なお、他の研究者や一般読者が調査対象論文から直接引用する場合に、盗用が認められた間接引用部分における表現の作者が曖昧にされているため、その文章の作者を読み手が誤認する可能性があるという意味での影響も考えられる。

これらの結果、当該分野の研究の進展への影響と社会的影響の両者を勘案した総合的な影響の程度は、「競争的研究費の応募制限措置の考え方」に基づいて低いと判断した。

<調査対象論文②について>

調査対象論文②については、適切でない間接引用が一箇所見られたものの、公表前に指摘を受け、調査対象者によって適切に修正されたことを確認したため、研究不正は認定しなかった。

4. 当研究所が行った措置の内容

不正行為が行われた研究課題の代表者等に状況を伝えた。また、調査対象者が実施中の科学研究費助成事業による研究課題の執行を停止した。この他、就業規則に基づく調査対象者の処分を検討している。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

調査対象者は、折に触れて当研究所の研究倫理教育や研修を受講しており、研究倫理に関する一定の知識は持っていた。また、過去には博士論文の執筆時に大学院の指導教官から不適切な引用について指摘を受けたり、当研究所内でも周囲から引用方法に関する問題

点について指摘を受けたことがあり、十分な言い換えや書き換えがなされていない間接引用において文章が原典に近すぎる場合に盗用と見做される可能性があることは認識していた。

しかし、調査対象者は、調査対象論文を執筆する上で当然に必要な時間管理ができず、引用の適切性の確認も不徹底な状態で提出してしまうなど、研究倫理の遵守にかかる意識が希薄で、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことが主な発生意因と考えられる。

また、調査対象者は、論文執筆時に大枠の構成を考えた後、先行研究から一言一句抜き出す形でメモを作成し、それを基に執筆する手法を取っていた。他者の研究成果を奪おうという悪意こそ認められなかったが、この手法自体が不正を発生させるリスクを高めるものであったと考えられる。

加えて、今回不正行為が認定された箇所は特定の先行研究に依拠する度が高く、執筆時の時間管理や執筆手法と考え合わせても、調査対象者の研究に対する姿勢にも甘さがあったことを示唆している。また、本来であれば引用の必要がない歴史的事実まで先行研究から引用していることにも、調査対象者の研究者としての至らなさが窺える。

(2) 再発防止策

「研究倫理を遵守する意識」に関し、当研究所ではこれまでも様々な機会を捉えて研究者を対象とした研究倫理教育や啓発活動を実施してきたが、必ずしも全てが受講を義務付けられていたものではなく、受講状況を管理しきれていないものもあった。また、教育・研修の機会は定期的に設けていたものの、次第に形式化し、研究者の一部は論文執筆の際に、研修で得た事例や知識を想起し、自分自身の問題として生かす意識が薄れていた可能性も否定できない。

今後は、受講状況の管理が可能でかつ研究不正の防止に関する内容が充実した e-learning を新たに取り入れ、研究者の受講を義務付けるとともに、研究不正の防止に焦点を当てた勉強会を開催するなど、教育・研修内容の充実化を図る。

以上